

建設リサイクル法に基づく通知の郵送受付について

1. 郵送による受付に必要なもの

1. 通知書
2. 再生資源利用計画書
3. 再生資源利用促進計画書
4. 付近見取図
5. 設計図（工事の概要がわかるもの）又は写真
6. 工程表
7. 委任状（委任事項がある場合）
8. 返信用封筒

※ 上記1～6の書類については、2部（正本、副本）ご用意ください。

2. 注意事項

- ・工事着手前日までに到着するように郵送してください。
- ・通知書類が池田市役所到着の際、郵便料金不足場合は受取拒否させていただきます。
- ・書類の作成については、誤記や記入漏れ等の不備が無いよう十分に注意してください。

<返信用封筒について>

- ・副本及び通知済シールを返信用封筒にて送付します。宛名を記入し、切手を貼ったものを同封してください。
- ・郵便料金に不足が生じる可能性がある場合は、「不足分受取人払」とさせていただきます。

3. 提出先

〒563-8666

大阪府池田市城南1丁目1-1

池田市役所 審査指導課 建設リサイクル届 担当者